

宮ノ川ダム他メンテナンス工事（取水放流設備点検業務委託）に関する競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年8月25日

長崎県五島振興局上五島支所長 川原 康則

1 競争入札に付する事項

業務番号 8上河ダ第2-1号

業務名 宮ノ川ダム他メンテナンス工事（取水放流設備点検業務委託）

履行場所 南松浦郡 新上五島町 浦桑郷ほか

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
- (5) この告示の日の前日において、3の(2)に関し1年以上の営業実績を有しない者。
- (6) この告示の日から落札決定の日までの間において、知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者。
- (7) この告示の日以前6か月から落札決定の日までの間において、電子交換所で不渡手形、若しくは不渡小切手を出した事実、又は銀行、若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。
- (8) この告示の日から落札決定の日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者。
- (9) 落札決定の日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条、又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始、又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画、又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において以下の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、鋼構造物工事業に係る建設業の許可を有すること。
- (2) 法第3条に規定する営業所を九州内（沖縄県を除く。）に有すること。
- (3) この告示の日において有効な長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者で、長崎県内に主たる営業所を有する者は、名簿記載の鋼構造物工事に係る総合数値が700点以上、九州内（沖縄県を除く。）に営業所を有する者は、名簿記載の鋼構造物工事に係る総合数値が1000点以上であること。
- (4) 平成23年度から令和7年度に公共工事の元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）として、下記のいずれかの工事または業務を受注し完了した実績を有すること。

- ・九州内（沖縄県を除く。）の一級河川又は二級河川における可動堰上部工、水門上部工、ダムに係る鋼構造物のいずれかの製作かつ据付工事。
- ・長崎県内の一級河川又は二級河川における可動堰上部工、水門上部工、ダム洪水吐きゲート、ダム取水放流設備のいずれかの修繕工事。
- ・長崎県内の一級河川又は二級河川における可動堰、水門、ダム洪水吐きゲート、ダム取水放流設備のいずれかの点検整備。

(5) この告示の日から落札決定までの間において、建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

4 入札参加者の資格及び審査

(1) 入札参加者の資格は、令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 3 の(1)の建設業の許可
- イ 3 の(2)の営業所の所在地
- ウ 3 の(3)の総合数値
- エ 3 の(4)の工事又は業務の実績
- オ 3 の(5)の経営事項審査の有効期限

5 資格審査申請の時期

この告示の日の翌日から令和 8 年 9 月 8 日（火）までの間（長崎県の休日を含める条例（平成元年長崎県条例第 43 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

6 資格審査申請の方法

(1) 申請書類

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- イ 誓約書（様式第 2 号）
- ウ 印鑑届（様式第 3 号）
- エ 委任状（様式第 4 号）（※権限を支社（店）長等に委任する場合のみ提出すること。）
- オ 工事（業務）の施工実績表（様式第 5 号）
- カ 鋼構造物工事業に係る法上の許可通知書の写し又は許可証明書の写し（申請の日から落札決定の日までの間に有効なもの。）
- キ 総合評定値通知書の写し
 - a 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第 9 条に基づく再度の資格審査を受けた者は直近の総合評定値通知書の写し
 - b a 以外の者は提出不要とする。

(2) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語の記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 申請書等の入手方法

競争入札参加資格審査申請書等は、この告示の日から長崎県ホームページにより入手すること。

・長崎県ホームページ

<https://www.pref.nagasaki.jp/nyusatsu-chotatsu/gyomuitaku-kokoku/>

(4) 申請書の提出場所及び提出方法

申請書類の提出については、5に示す期日までに以下の場所に持参又は郵送により提出すること。提出部数は2部（正本1部及び写し1部）とし、うち1部は受付後返却する。

郵送により申請書類の提出を行う場合、書留郵便に限るものとし、申請締め切り日である令和8年9月8日（火）午後5時までに必着とすること。返却用として返信用封筒（大きさは返信書類が入る封筒又はレターパックとし、表に申請者の住所、企業名称及び代表者等名を記載すること。）を同封することとし、入札参加希望者への返却は、着払い（郵送に係る費用は、入札参加希望者負担。）により行う。

また、申請書類（正本）と同一のデーターをPDF化し保存した電子媒体（CD）を同封すること。

長崎県五島振興局上五島支所総務課

住所 〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷578-2

電話 0959-42-1145

FAX 0959-42-2327

(5) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により令和8年9月18日（金）までに通知（原則として郵送）する。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から令和9年3月31日までとする。

9 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第7号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 電話番号

10 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(2)又は(8)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。